

事務連絡

令和3年4月1日

各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中

（参考：各都道府県 情報政策及び衛生主管部（局） 御中）

内閣官房 I T 総合戦略室

ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末の送付先の登録について （4月以降の取扱い）

3月26日付け事務連絡「ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末の送付先の登録について」において、3月31日までにタブレット端末の送付先の登録をお願いしてきたところですが、それ以降に新たに登録が可能となったタブレット端末の送付先のリストについては、下記の要領に沿ってご提供頂きますようお願い申し上げます。

情報政策部局ご担当におかれましては、衛生主管部（局）に速やかに連絡・共有をお願いいたします。

記

これまで既にタブレット端末の送付先リストを提出済みの自治体であって、3月31日（水）の締切以降に追加で登録すべきタブレット端末の送付先がある場合は、以下の登録締切・発送スケジュールに従って登録して頂きますようお願いいたします。（これまでタブレット端末の送付先リストを1度も提出されていない自治体におかれましては、個別にご案内させていただきます。）

| | | |
|-----------------|---|----------------|
| 4月7日（水）締切までに登録 | → | 4月12日（月）頃以降に発送 |
| 4月14日（水）締切までに登録 | → | 4月19日（月）頃以降に発送 |
| 4月21日（水）締切までに登録 | → | 4月26日（月）頃以降に発送 |

※これ以降の登録締切・発送スケジュールについては、追ってご連絡いたします。

※3月31日（水）の締切以降、4月12日（月）までに緊急的に必要となったタブレット送付先がありましたら、個別にご連絡頂きますようお願いいたします。

なお、登録にあたっては、各登録締切日の2営業日前頃までに、内閣官房 IT 室から、各自治体宛てにそれまでに確定した送付先リストのファイルをメールさせていただきますので、当該ファイルに追記する形で送付先をご登録頂きますようお願いいたします。

また、既に送付済のタブレット端末について、端末の使用場所の変更等が生じた場合には、自治体内で適宜転送いただくなど柔軟なご対応をよろしくお願いいたします（各端末の最終的な使用場所の名称・住所について、記録・管理頂くようお願いいたします）。

【参考】送付先リストへの記載上の留意点（3月26日付け事務連絡「ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末の送付先の登録について」より再掲）

- ・ 一行ごとに発送伝票に入力するデータとして利用しますので、「同上」や「使用場所と同じ」などの表現は使わずに記載頂くようお願い致します。
- ・ 郵便番号は「半角数字と半角ハイフン」で記載頂くようお願い致します。
- ・ 住所は市区町村の名前を省略せずにご登録頂くようお願いいたします。
- ・ 医療機関等向けメールアドレスは、GMIS ID の通知などに使用しますが、送付先登録期限に間に合わない場合は省略頂いても構いません。
- ・ 自治体コードはシステム上、各自治体を切り分けるために使用する重要なコードですので、必ず6桁で誤りなきよう登録頂くようお願いいたします。
- ・ ファイル名を「自治体コード(半角数字6桁)ー様式, xlsx」としてください。
- ・ メール件名の最初に「【端末送付先】」と記載ください。
- ・ 「digitalvaccine@digital.go.jp」と、各都道府県のご担当部局を宛先にしてください。

(以上)

連絡先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
（三浦・山下・眞弓・小泉）

電話番号：03-3581-3484

メールアドレス：digitalvaccine@digital.go.jp